

平成19年度第3回

新宿区みどりの推進審議会議事録

平成20年3月24日（月）

新宿区環境土木部道とみどりの課

平成19年度第3回新宿区みどりの推進審議会議事録

平成20年3月24日(月)

午後1時15分～午後3時4分

本庁舎6階 第二委員会室

- 1 開 会
- 2 審 議
 - (1) 保護樹木等の指定及び解除について
 - (2) みどりの基本計画の改定について
みどりの基本計画改訂版素案の検討
- 3 報 告
- 4 連絡事項など
- 5 閉 会

○配付資料一覧

- 1 新宿区みどりの推進審議会(第9期)委員名簿
- 2 保護樹木の指定及び解除について
- 3 新宿区みどりの基本計画 改訂版重点施策について
- 4 新宿区みどりの基本計画 改訂版素案

参考 新宿区みどりの条例・同施行規則(抜粋)・新宿区みどりの基金条例

参考 新宿区みどりの基本計画(回収資料)

参考 みどりの実態調査報告書(第6次)(回収資料)

参考 新宿区基本構想 新宿区総合計画(回収資料)

審議会委員 15名

会 長	熊 谷 洋 一	副会長	興 水 肇
委 員	岸 田 省 吾	委 員	斉 藤 馨
委 員	渋 江 桂 子	委 員	吉 川 信 一

委員 武山昭英
委員 北村幸夫
委員 近藤惠美子
委員 高橋良孝
委員 藤田 茂

委員 秋山文子
委員 小林辰男
委員 阿部善三郎
委員 土屋 正

◎はじめに

道とみどりの課長 それでは定刻となりましたので、ただいまから平成19年度第3回新宿区みどりの推進審議会を始めさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、年度末の御多忙のところ、また天候の悪い中、御出席をいただきましてまことにありがとうございます。私、本日の事務局を務めさせていただきます、道とみどりの課長の柏木でございます。どうか、よろしくお願い申し上げます。

本日の審議会でございますけれども、傍聴を希望される方が2名いらっしゃいます。今1名の方、いらっしゃっておりますけれども、本日の審議の内容からしまして、公開しても支障がないと考えておりますので、公開をさせていただきたく委員の皆様方の御了承をお願い申し上げます。

それと、これはおわびでございますけれども、年度末ということでなかなか区役所の会議室がとれなかったということで、本日のように、ちょっと変則的な時間帯の開催となりましたことをおわび申し上げます。

本日の会議の予定でございますけれども、15時15分を終了の目途としたいと考えてございます。進行に当たりましては、皆様方の格段の御配慮をお願いしたいと思います。

それと、もう一点、マイクの使用でございますけれども、発言の際にはお手元の4番をお押しいただきまして、発言をお願いいたします。終わりましたら5番を押していただければと存じます。どうかよろしくお願い申し上げます。

それでは会長、よろしくお願いいたします。

◎開会

熊谷会長 それでは、これより平成19年度第3回新宿区みどりの推進審議会を開会いたします。

最初に事務局より、本日の出席状況について御報告をお願いいたします。

道とみどりの課長 それでは、本日の出席状況について、御報告申し上げます。

本日御欠席の御連絡をちょうだいしている方はいらっしゃいません。まだ、岸田委員がお見えになってございませんが、後ほどお見えになるのではと考えてございます。現在、15名中14名の委員の皆様にご出席いただいておりますので、審議会は成立してございます。

熊谷会長 ありがとうございます。

続いて、本日の資料について事務局より説明をお願いいたします。

道とみどりの課長 それでは、皆様のお手元にございます資料について、御説明申し上げます。

お手元に配付しました資料を御確認いただければと存じます。

まず資料1でございます。A4、1枚でございますけれども、新宿区みどりの推進審議会第9期の委員名簿でございます。

続きまして、資料2、保護樹木の指定及び解除について、A4、1枚の資料をお配りしてございます。

続いて、資料3でございます。新宿区みどりの基本計画 改訂版重点施策について、これはA4の裏表になってございます。1枚です。

続きまして、資料4、新宿区みどりの基本計画 改訂版素案ということで、A4でホッチキスどめになってございます。最後のページが41-2というふうになっているものでございます。

なお、参考といたしまして、新宿区みどりの条例並びに同施行規則の抜粋、新宿区みどりの基金条例についての資料をお配りしてございます。

また、新宿区みどりの基本計画、新宿区みどりの実態調査報告書（第6次）、新宿区基本構想 新宿区総合計画、こちらについてもお手元にお配りしてございます。

みどりの基本計画から基本構想までにつきましては、まことに申しわけございません。また会議の終了後、回収をさせていただければと存じます。

資料の不足、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、会長よろしく申し上げます。

◎保護樹木等の指定及び解除について

熊谷会長 それでは、審議に移らせていただきます。審議事項は「保護樹木等の指定及び解除について」と「みどりの基本計画 改訂版の素案の検討について」でございます。

では最初に、「保護樹木等の指定及び解除について」、事務局より説明をお願いします。

道とみどりの課長 それでは、保護樹木等の指定及び解除について、資料2に基づき御説明をいたします。担当の職員より映像を交えて御説明をさせていただきます。まことに申しわけございません。室内の明かりを暗くさせていただきます。

事務局 それでは、説明をさせていただきます。保護樹木担当の飯岡と申します。よろしくお願いたします。

資料2にまとめてございますが、今回は指定が5件36本、解除が3件17本でございます。まず、今回、指定同意書が提出されているものでございます。それでは、映像のほうを御覧ください。

まず、西早稲田2丁目の個人宅のサワラほか、全4本でございます。最初に映っているのは2本なんですけれども、敷地境界近くにあるもので、放任に近い状態のものから、このように2本でございます。かなり思い切った剪定をしてあるものまでございます。敷地内の要件に合うものを保護樹木にしたいという所有者の御希望から、同意書を提出されたものでございます。

次に原町3丁目の個人宅のエノキでございます。こちらは昨年末に申請されたもので、まだ紅葉が残っておりますが、隣接して大きなビルが建ち、緑が少なくなったということで、保護樹木にできないか相談があったものでございます。

次に、下落合3丁目の個人宅のスタジイでございます。こちらは所有者がここに住んでいないのですが、近所に住む兄弟が管理をしているということで、同意書が提出されたものでございます。

次に、中落合4丁目の学校法人のヒマラヤスギほか、全部で20本でございます。1本ずつの写真は今回、こちらには映していないんですけれども、こちらは校内に大きな樹木が数多くありまして、区から保護樹木制度のお話をしたところ、快く指定に同意をいただいたものです。このような感じですよ。

次に、大久保3丁目の同じく学校法人のクスノキほか、全部で10本でございます。こちらも同様に、制度の御説明をし、快く指定同意をいただいたものです。

次に、保護樹木の指定解除について、御説明させていただきます。既に指定解除したもの、申請中のものを合わせて3件17本でございます。

それではまず、大久保2丁目、個人宅のニセアカシアでございます。同じものでございますが、角度というか方向が逆に撮ったものです。こちらは高齢で一人暮らしの方がお亡くなりになったため、相続によって建て替えということになったものです。樹木の位置が、写真でおわかりだと思いますけれども、かなり狭い道路の二項後退の部分にかかっていて、移植の余地がないことから、解除となったものでございます。

次ですが、赤城元町のA神社境内、ケヤキほか全部で14本でございます。A神社の境内には全部で21本の保護樹木がございます。一、二年前に、保護樹木の解除手続について問い合わせがあり、その時点では神社本体の建て替えをするために、保護樹木も含めて、全部伐採

するというような計画でございましたが、これには区から計画の見直しをお願いしておりました。今回、最終的に神社本体の建て替えと、集合住宅の建設をセットにした建築計画ということで、保護樹木21本のうち、7本を保存、14本を伐採するという計画として解除申請が提出されました。そのうち5本については既に指定解除をしております。その理由としては、1本は今御覧の映像ですけれども、完全な枯れ木であること、残りのケヤキについて、材を再利用したい、については、樹木の水上げ前の3月の早い段階で伐採したいという神社側の強い意向があったため、やむなく認めたものでございます。このため、残り9本につきましては、解除やむなしとは思われますが、現在申請中の扱いでございますので、御審議をいただきたいと思っております。映像につきましては、既に指定解除した5本でございます。

次に、西早稲田2丁目の個人宅のサクラとカリンでございます。左手がサクラで、ちょっとわかりにくいのですが、奥にカリンがございます。こちらにも相続に伴い、相続税対策ということで、共同住宅に建て替える計画があり、今回の解除申請となったものでございます。ただ、実はこちらにはもう1本、ちょっと右手に半分映っておりますけれども、スタジイの保護樹木があり、これは計画の中で残していただけることになっております。

以上でございます。

道とみどりの課長 なお、ただいま御説明いたしましたけれども、今回の保護樹木について、御承認いただきますと、前回の審議会の際に御報告した数量と比べまして、保護樹木の総数が19本多くなりまして、1,029本となるものでございます。この間、当審議会におきまして、区のほうでも積極的に保護樹木をふやすための働きかけをすべきであるという御指摘をちょうだいいたしまして、私どももこの間、一つの営業活動をしてまいりました。その結果、何とか大口の学校法人でございますけれども、30本の増を見たところでございますけれども、残念ながら今回神社のかなりの大口の解除がありまして、結果的にこういった数字になった次第でございます。

熊谷会長 ありがとうございます。以上、事務局より説明をさせていただきましたが、ここで御質問や御意見がありましたらお願いをしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

小林委員 公募委員の小林です。教えていただきたいことがあるんです。説明ありがとうございました。

緑被率、それからみどり率というのは非常に大事だと思います。また、こういう保護樹林ということも大事なことは承知しているんです。それで指定した場合なんですけれども、指

定をいたしますと、枝の下あたりぐらいは区で管理をするのでしょうか。それを教えてください。

道とみどりの課長 保護樹木に指定しますと、年間の維持管理費の助成ということで、金銭的に1本大きな木ですと9,000円でございますけれども、維持管理費の少しでも足しになればということで、助成をしてございます。ただ、木の下管理等々について、直接、区のほうで何かをするということは、現在のところはまだしてございません。

小林委員 ありがとうございます。

熊谷会長 北村委員、お願いをいたします。

北村委員 今回の御報告で、保護樹林が1,029本になったということ、大変うれしいんですが、やはりそうした営業活動が効果を上げたという非常にいい証拠だろうと思います。

そこで一つ提案したいんですが、これは事務局の課のほうで一遍御検討をいただいたらどうかと思いますが、区による保護樹木の私有といいますか、保有といいますか。その理由を申し上げますと、先日、本を読んでおまして、明治42年の——大分古いんですけども——法律の改正で立木というものが土地の中にあっても、所有をすることができる。例えばAという人が土地を持っていると、従来の日本古来の考えですと、立木はその土地に帰属するという観点が多かったんですけども、実際に林その他で木を売るといような商業行為がふえてきたために、秩序立たせるために明治42年に木を所有して土地とは切り離すという法律ができました。

つまり、これを現在に適用すると、例えば保護樹林と保護樹木というものを他人の所有する土地にあっても、区が所有することが法的に可能であるというふうに私は思うのです。これはいろいろ難しい法律でもあるでしょうし、今までそういう例が余りございませんので、これは専門家を通して調べていただかなければいけません。例えば区が所有してしまえば、今後売られて二次開発というようなことが始まったときでも、区としてはこれは区の所有であるから、これは触ってはいけないという言い方ができるわけです。

これは、現在の状態では、皆土地に帰属するという考え方でやっておりますために、業者が買えば皆木を切ってしまうということが、まず第一に先行してしまうんですが、その場合には、あらかじめ区の所有とすれば、これは同じ区の中で横並びの建築審査会、または建築課の中で、全部プログラムを組んでおいていただいて、区の所有する樹木は申請があった場合には、これは区の所有ですよ、触ってはいけないよということができると。つまり、木があって、それに合わせて建築を行うという本来あるべき自然との共生関係がそこでできる

と思うんです。そういうことで、一遍御検討いただければありがたいと思います。

以上です。

熊谷会長 今、御意見をいただいたんですが、いかがでしょうか。

道とみどりの課長 実は、私どもも今まで樹木は土地に定着しているものという解釈をしておりましたので、樹木だけを所有するという考えは、ちょっと検討したことがないものですから、その辺は何とも申し上げられませんが、今後、どういうことが可能なのか、またそういった場合、また何か問題があるのか、そういうことを今後、少し勉強してみたいと思っております。

熊谷会長 では、今後、検討をよろしくお願ひしたいと思います。

ほかに何か御質問なり御意見ございますか。

吉川委員お願ひいたします。

吉川委員 区民、町連からの吉川でございます。

今、大変保護樹木の営業活動をしてくださるということで、大変うれしく思っているわけですが、新宿の中で、市谷本村町に大変自衛隊の敷地が広がるございます。あれは特殊行政でございますので、私どもはめったに入ることができないのでわかりませんが、通りから面して見たところ、かなり立派な樹木があるように見受けられるのですが、ああいう行政機関については、保護指定というのはできるのでしょうか。できるものなら、大変広い敷地でございますから、かなりの本数になるんじゃないかと思ひまして、どうか質問させていただきました。

以上です。

熊谷会長 事務局いかがでしょうか。

道とみどりの課長 実は官公庁が持っている樹木についても、制度上は指定ができるようになってございます。ただ、実際にはこれまで官公庁の場合、私どもとお話をしたときに、それなりの行政の立場も理解した上での協議に応じていただけるということで、あえてこれまで指定はしてこなかったというのが今の状況です。

熊谷会長 ほかにいかがでしょうか。あるいは今の議論について、何か御意見あればお伺ひしたいと思いますけれども。

齊藤委員お願ひします。

齊藤委員 樹木の場合、指定されて9,000円とかの維持補助を受けないという方はいらっしゃるんですか。

熊谷会長 事務局お願いします。

道とみどりの課長 今現在の数字でございますけれども、5件ほど助成を辞退されているという方がいらっしゃいます。

斉藤委員 それは一般の方ですか。法人でしょうか。

事務局 事務局の小菅と申します。よろしくお願いいたします。

ただいまの御質問で、辞退される方はどのような方かということでございますけれども、個人の方、あるいは社寺をお持ちの方、そうした方が御辞退されております。辞退される方は、こうした助成金につきましては毎年1回ほどお支払いしているんですけども、決まってほぼ毎年、御辞退されている傾向がございます。

以上でございます。

斉藤委員 ありがとうございます。

ちょっと聞いた趣旨は、あちこちにある一定のメドオリ以上の保護樹木になる規格のものをすべてやるということになると、それを探し出してやるということが本当にいいことなのかということと、それと、その9,000円というものを必ずつけるというよりは、国とかいろいろなところで持っているものは、そもそも自分たちで大切に管理するというのは、所有者としては当たり前のことなので、そのあたりとこの保護樹木制度という本来の趣旨というんですか、そのあたりでやっぱり調整がちょっと必要なのかなというか、考え方をちょっと整理しておくことが必要なのかなと思って、それで名誉としてその新宿区の保護樹木であるというだけで結構ですという方も多分いらっしゃるのではないかと聞いて聞きました。

ありがとうございます。

熊谷会長 いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、特に北村委員からの調べてほしいというような御要望があった点について、立木処分の話も絡んでくるので、立木として区が所有する場合には、それなりの買取をしなければいけないと思います。ですから、その買取の検討、それから権利がどういう形で担保できるのかというようなことも含めて、お調べをいただいて、できれば次回あたりまでに御回答をさせていただくようにお願いしたいと思います。

それでは、時間の限りもございますので、保護樹木の指定については、本日の審議の結果、原案をお認めいただけたらと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

熊谷会長 ありがとうございます。

それでは、原案のとおりお認めをいただいたということでございます。

◎みどりの基本計画の改定について

熊谷会長 次に、審議事項、みどりの基本計画改訂版の素案の検討について、事務局より説明をお願いいたします。

道とみどりの課長 それでは、みどりの基本計画の改定について、御説明を申し上げます。

現在の新宿区のみどりの基本計画でございますけれども、これはみどりに関する総合的な計画といたしまして、都市緑地保全法に基づいて平成10年9月に策定したものでございます。しかし、当面の目標としておりました10カ年が来ましたこと、加えて社会情勢の変化ですとか、このたび策定をいたしました新宿区基本構想、あるいは総合計画との整合、また都市緑地法や景観法などの、新たな法令に対応した緑化推進策を確立する必要が生じたことなどの理由によりまして、平成20年9月までに改定を行いたいと考えているところでございます。

改定は、区の庁内で検討部会をつくりまして、計画案を提示し、当審議会で御審議いただいているところでございます。これまで既に「計画の目標、方針そして個別の施策案」について、御審議をちょうだいいたしました。

本日は、当初からのお約束どおり、今年度末に計画の骨子案をお示するというところでございましたので、その改訂の素案と申しますか、たたき台を作成いたしました。この案につきましては、本日の審議会に先立ちまして資料を御送付させていただいたところでございます。

それでは、議題の説明に移らせていただきます。

本日はこのみどりの基本計画の改訂版の素案、たたき台について御審議をいただきたいと考えてございます。基本計画の今後の策定スケジュールでございますけれども、本日、素案についての御意見をちょうだいいたしまして、その後に庁内の検討、あるいは東京都などとの内容の調整をいたします。そして、特にこの計画の重点となる施策につきましては、具体的な実行プログラムをつくりたいというふうに考えてございます。その具体的な実行プログラムの最終案につきましては、次回の審議会でもた御審議いただいて、その後、パブリック・コメントにかけて、区民の皆様の御意見をちょうだいした上で、案を策定していきたいというふうに考えてございます。

それでは、配付いたしました資料3と4を御覧いただければと存じます。

まず、資料3でございますけれども、今回の計画のどちらかという目玉になるといいま

すか、重点施策の案でございます。7つほど重点的に進めたいなということで、提示をしてございます。

1つは、民有地のみどりを保全するために、地区計画の制度を活用して、地域を面的にとらえたり、あるいは幹線道路沿いなどでは、例えば壁面後退をして、街路樹が立派に育つような空間を確保していくというようなことを掲げてございます。

2つ目も民有地のみどりの保全策でございますけれども、保護樹木制度の拡充案でございます。指定の拡大を先ほど来、いろいろ御意見いただきましたけれども、進めることはもちろんでございますけれども、それに加えて剪定でございますとか、移植、あるいは落ち葉の処理などの支援を強化していくという内容でございます。

3つ目は、「みどりとうるおいの施設づくり」ということで、おとめ山周辺の国有地の用地買収によりまして、今「区民ふれあいの森」ということを考えてございます。また、新宿御苑の散策路に「玉川上水を偲ぶ流れ」を創出するというを現在重点的に取り組みを進めているところでございます。

4つ目は、「新宿らしいみどりづくりの工夫」で、区有の公共施設全般に、特色のある緑化、屋上緑化や壁面緑化などを支援したいというふうに考えているところでございます。

5つ目は、「身近に取り組める区民との協働」ということでございまして、例えば商店街などでの花いっぱい運動ですとか、地域拠点のビオトープを協働で管理するというような、そういう取り組みを進めたいというふうに思っております。

6つ目が、身近な公園がより地域に活用されるように、魅力ある公園となるための基本計画を策定したいというふうに考えてございます。

7つ目は、みどりの基金の活用と、みどりの管理に活かせるような、新たな仕組みづくり、より実態に即したみどりの制度を見直したいというふうに考えているところでございます。

以上の7つの施策については、より具体的に実行プログラムをこちらで検討させていただきます。御提案をさせていただければと存じます。

次に、資料4でございますけれども、みどりの基本計画の改訂の素案でございます。表紙の赤い字で示した部分が、今回新たに作成した部分でございます。

それでは、赤い字の項を中心に、全体素案について、担当より御説明を申し上げます。

事務局 担当の依田と申します。よろしくお願いたします。

それでは、資料4を説明いたします。1枚めくっていただきたいと思っております。まず、ページの1ページ目、最初に、改定にあたってということで、改定の理由、現在の計画の達成度

と課題ということで、目標の達成度、また主な課題を挙げております。

1枚めくっていただきまして、主な改定の内容ということで、現在の計画のどこを変えたかということ、初めにしっかりと明示することといたしました。

3ページ目を御覧ください。計画の理念について御説明いたします。現在の計画の理念では、「みどりとうるおいのある環境都市“新宿”の実現をめざします。」という理念を掲げてやってまいりました。この計画を作成した当初、10年前には、環境共生都市、またエコシティという言葉が出始めて、ブームになった時代です。「環境」イコール「みどりの自然環境」というイメージが強かった時代で、「環境都市」という表現を使わせていただきました。

10年たちまして、現在検討しましたところ、「環境」という言葉の持つ意味合いが大分変わってきたように思います。地球温暖化・ヒートアイランド問題、また廃棄物処理などを含めた大きな地球規模の環境というイメージと変わってきております。

将来を見据えてつくりました当初の理念に揺るぎはないのですが、「環境」という言葉をちょっと見直すべきではないかという区の方の意見で検討させていただきました。19年12月策定の新宿区基本構想の中では、みどりの施策は「持続可能な都市と環境を創造するまち」という中に位置づけられております。ですので、「持続可能」、これは基本構想の理念の一つでもあるんですけども、みどりの環境を次世代に引き継ぐまちというニュアンスを加えまして、新しい理念では、「みどりとうるおいのある持続可能な都市“新宿”の実現をめざします。」という形で案を提案させていただきたいと思っております。

また、理念を実現するためのイメージとしましては、今までは「自然との出会いふれあい」、「チョウやトンボが飛び野鳥がさえずる環境」、「やすらぎと活力」、この3つを理念のイメージとして出しておりました。特に計画をつくった当初は、生き物の計画に力を入れていた時代で、大きく一つの柱に生き物になっておりますが、この部分を環境の要素に置きかえたいという今回の意見を出させていただきます。

生き物の関係は、最初の「自然との出会いふれあい」というところに含めまして、環境的な要素としましては、「快適で愛着を持てる環境」、そして「やすらぎと活力」、この3つを新しい理念のイメージとしたいと提案させていただきたいと思っております。

1枚めくってください。4ページは計画の方針です。こちらは今年度の第1回の審議会で御審議いただいた内容です。全体の流れが見えるように、一度審議していただいた内容も織り込んで計画書をつくっております。

まず、4つの方針ですけれども、こちらは「みどりの質を高めます」というところを、

「新宿ならではの特色のあるみどりをつくる」ということに変えて推進していくという内容です。また、みどりの配置方針は、次の5-2と書いたカラー図のとおり、みどりの回廊をつくるために、「水とみどりの環」、「七つの都市の森」、「風のみち」の形成方針を進めていく。また、みどりの保全のため、また建築物緑化のための重点地区をつくっていくという内容となっております。

6ページを御覧いただきたいと思います。計画の期間と目標です。計画の期間につきましては、今後10年を当面の目標、21世紀末を将来の目標の期間としております。最初の緑被率の目標につきましては、既に第1回審議会で御審議いただいている内容となります。

今回、新しく設定したものが、その下の3つで、まずみどり率、あと公園の目標、区民の意識に関する目標、この3つを新たに設定させていただきました。

まず、みどり率の目標につきましては、みどり率とは緑被率に公園のみどり以外の部分の面積と、あと水面の面積を加えたものです。今回、緑被率の試算のときのデータに、みどり率の今の要素を加えまして検討してみたところ、緑被率とほぼ同じ増加の動きをすることがわかりました。ですので、10年間で1%アップという目標は、緑被率と同じといたしました。また、将来の目標は、区全体のみどり率を27%にする。これは緑被率よりみどり率は2%ほど高い値ですので、こういった形で設定させていただきたいと思います。

続きまして、公園の目標についてですが、10年間で達成度は、2ヘクタール公園面積を確保するという目標を掲げておりましたけれども、実際はその半分しか達成できませんでした。今回、財源の措置の見通しも立ってきまして、いろいろ今後10年間積み上げた結果、ほぼ前回と同じ目標水準でいきたいという内部の意見にまとまりまして、現計画と同じ10年間で、新たに2ヘクタールの公園面積を確保する。また、将来は公園等の面積を区全体の、現在が6.5%のところを、8%にする、現在の計画と同じ目標を立てて推進していきたいと考えております。

続きまして、区民のみどりに対する実感についての目標です。こちらは今年度「新宿区区民意識調査」を行いまして、その結果、「新宿区全体のみどりや花があると感じる」また、「身近なところのみどりや花があると感じる」区民、また「身近な場所での生き物がいると感じる」区民、こちらの割合が10年後に確実にふえているという割合、こちらを設定させていただきまして、区民のみどりに対する実感についての目標ということで提示させていただきたいと思います。

次のページ以降が、7、8、9と目標値の試算のデータを載せておりますので、参考にし

ていただければと思います。

続きまして10ページを開けていただきたいと思います。アクションプログラム、行動計画ですが、現在の計画では25のアクションを設定しております。こちらを成果、効果、実現性等、いろいろな視点から精査いたしまして、新しい計画では22個のアクションに再構築いたしました。

施策の体系についてですけれども、こちらの真ん中の図の1に示しております。現在の計画を立てる10年前ですが、バブル崩壊の時期で、みどり関係の予算がほとんどカットされるという大変厳しい時代の中での計画策定でした。体系図も図1を御覧のとおり、何をやるにも、まずとにかく仕組みを検討して工夫して、一番効率のいい方法を考えてみどりの施策を実施する、そういう形の体系となっております。

今回、現時点では経済状況はかなり小康状態を見せまして、みどり関係の予算もある程度のもので確保できるような流れになりました。また、地域でも緑化意識の高まりといったような、社会情勢の変化もあります。そのため、今後10年間の進めていく体系としまして、あくまでも効率よく、仕組みを中心に考えるという、これは大切なことですので、この基本的な構造はこのままにいたしまして、新宿区の特徴のあるみどりづくりという木を中心に、冬の時代を耐え抜いた木が伸び伸びと育っていくと、こういったイメージとなる前体系を少し発展させた体系、こういう形の体系にしたいと考えております。

次に、アクションとアイデアボックスということですが、現在の計画では、実現性の担保がないために施策案をアイデアボックスという箱に全部入れまして、必要な時期と機会が来ましたら引き上げて、事業化していくと、そういう形をとってございました。今回、この箱の中身を精査しまして、施策シートの表にこれからの展開という形で載せていく、そういう形に変えていくという形をとりたいと思います。

次のページを開いてください。A3サイズのページ、10-2と振ったページを御覧ください。今回の計画の4つの方針、14の施策、22のアクション、さらにその概要をまとめたものです。特に、アクションの概要で、アンダーラインを引いたものは特に力を入れていくという最重点推進事業ということとしております。先ほど説明がありましたとおり、資料3の7項目にまとめて、次回具体的な実行プログラムを作成いたしたいと思っております。

その次の11ページ以降からは、アクションの1から22までの施策シートになります。前回の審議会のときには、このシートの中に現状と課題を入れておりましたが、この部分を区民、事業者、区のそれぞれの役割、自分たちが何をすればいいかということがわかるような形に

置きかえて、書きかえております。

一番下のこれからの展開というところが、今までのアイデアボックスにかわるものとして設けたものです。以下、アクション22までのシートを載せております。

それでは33ページまでちょっとめくって見ていただきたいと思います。33ページですが、民有地のみどりを守り、重点的に進めていこうと考えております地区計画を活用したみどりの保全、誘導手法について、こちらは施策シートとは特に別にまとめております。まず、地域でのルールづくりによって、面的のみどりを守っていくという方法、また、道路沿いで制限を緩和する代わりに、壁面を後退してみどりの緑化スペースをつくっていくという地区計画の方法、また地区計画の中で、垣、さくを構造制限して、生垣等にしていく方法、また都市再開発等の開発とリンクして緑をふやすような施策をつくっていく。都市計画手法と連携した手法として、このような方法を考えております。

続きまして、34ページ、みどりの地域別方針になります。こちらは前回提示した資料と同じ資料になります。右下の図2ですが、みどりの観点からみどりでは6つの地域に分けて、地域別を検討いたしました。

次のページを開けてください。35ページ以降は、6つの地域別の方針です。それぞれの地域でみどりづくりの骨子、主な方針をまとめて、その下に載せていく情報を挙げております。各地域の主な内容としましては、カラー図のほうがわかりやすいので、カラー図で説明させていただきます。40ページの後の40-2というページから説明いたします。

40の枝番の2というページですが、まず四谷地域です。こちらの地域ですが、新宿御苑、明治神宮外苑の2つを含みます。この大規模な公園を核としまして、周辺へみどりを広げていくということ、また都市計画道路の事業中の路線、また新宿通り、明治通りの「風のみち」の街路樹の充実を挙げております。

真ん中あたりに書いてありますが、「玉川上水を偲ぶ流れの創出」ということで、こういう歴史と文化のみどりの整備も進めていくということが主な内容となっております。

1枚めくってください。40-3というページ、こちらが笹笥・榎地域です。こちらは外堀と神田川を核として、水とみどりを広げていくということ、また地区計画を活用しまして、みどりによる良好な住環境をつくるルールづくりを進めるということ、また都市計画道路事業中、また今後10年間の優先整備を行う路線の整備に伴って、街路樹を充実していくこと、また公園が不足している地域ですので、公園の確保を進めること、これらが地域別の主な内容となります。

続きまして、40-4のページ、若松・大久保・柏木地域です。まず、「七つの都市の森」の中で、最大規模の戸山公園周辺のみどりを核としまして、みどりを地域に広げていくということを挙げております。また、都市計画道路の整備の中でのみどりの充実、特にこの地域では明治通りと環状4号線につきましては、地区計画を活用して壁面後退による緑化スペースの確保を検討ということを挙げております。また、一角に公園不足地域がありますので、公園を確保する。また、真ん中ら辺に青い丸でくくっておりますが、大久保地区を中心に、大久保のツツジを活かしたまちづくり、歴史と文化を活かしたみどりづくりを進めるということを挙げております。これらがこの地区の主な内容となります。

続きまして40-5のページ、戸塚地域です。「七つの都市の森」のうちの、早稲田大学周辺のみどり、これを充実させることと、大学のみどりの地域への開放を進めること、また神田川の河川公園の整備、また神田川の遊歩道のみどりのネットワーク的な整備、また神田川の護岸緑化、これが特徴的な内容として挙げております。

続きまして40-6のページの落合地域です。こちらの地域では、みどりの保全の重点地区を指定すること、またオレンジの枠で囲った場所につきましては、みどりを守るために面的な地区計画を活用していくという場所としております。さらに、都市計画道路の山手通りでは、特に地区計画を活用しまして、壁面後退による緑化スペースの確保の検討ということを挙げております。

また、公園不足地域でありますので、公園を確保すること、そしておとめ山公園を拡張して、区民の森を整備することと、おとめ山公園の歴史的な整備を進めることを主な内容として挙げております。

地域別、最後の6つ目の、新宿駅周辺地域、40-7のページになります。こちらは開発やまちづくりと連携をとってみどりをふやし、充実することとあわせまして、副都心にふさわしいみどりの景観をつくることを挙げております。また、屋上緑化等の建物緑化の重点地区を定めること、さらには繁華街、商業地で花いっぱい運動を推進することを主な内容として挙げております。

地域別方針につきましては、さらに有効な具体的な内容を載せられるように、今後、関係部署と調整を行っていきたいと考えております。

次に41ページですが、公園の配置方針です。新宿区の公園の6割以上が面積、1,000平米未満の小さな公園になっております。都市公園法の街区公園は、標準面積が2,500平米で、配置基準としましては誘致距離250メートルを標準として設定しておりますが、区立公園に

これを当てはめると、ちょっと無理がありますので、新宿区ではさらに細かく公園の面積による充足圏域というものを独自に設定いたしました。

ちなみに身近な公園、区立公園の充足圏域は公園を含む地域で、公園が3%ぐらいある地域を公園の充足圏域といたしました。また都立公園等の大規模な公園は、地域の5%ぐらい公園がある状況が充足しているという考え方で、充足圏域を設定いたしました。この考え方に基きまして、各公園の充足圏域を図に落としたものが次のカラー図になります。41-2と書いたページです。

このみどりの部分が区立公園の充足圏域、青い部分が大規模公園、新宿御苑、また戸山公園等の大規模公園の充足圏域になります。この緑と青が重なった部分が、ちょうど公園の将来目標とする理想的な地域となります。逆にすき間のある部分が公園の不足地域となり、今後、公園の確保を重点的に進めていくエリアというふうに位置づけていきたいと考えております。

また、公園の役割分担、タイプ分けに関しましては、アクション15に掲げましたが、「魅力ある身近な公園をつくります」の施策の中で、公園の利用実態と区民のニーズを今後調査いたしまして、個々の公園の役割、あり方を分析検討して、魅力ある身近な公園の基本方針を策定していきたいと考えております。

以上、新しく検討しました項目を中心に、みどりの基本計画の改訂素案を説明させていただきました。

熊谷会長 ありがとうございます。大変、豊富な内容を要領よく説明をしていただき、ありがとうございます。

以上、事務局よりみどりの基本計画改訂版の重点施策と素案について、説明をさせていただきましたけれども、御質問や御意見がありましたらお受けしたいと思います。なお、なるべく多くの委員の御意見を伺いたいたため、発言はできるだけ簡略にお願いしたいと思います。また、本日、お話しし切れなかった御意見等がございましたら、後日、期限を定めますのでそれまでにお出しいただければと思います。

それでは、本日は時間がちょっと限られておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。どうぞ、どなたからでも結構ですので、御発言お願ひしたいと思います。

土屋委員、お願ひいたします。

土屋委員 ちょっと簡単な質問なんですけれども、4件だけちょっと質問させてください。

まず、いただいた資料の7ページで、下のほうに民有地の緑被減少量は平成12年から17年

で21.48ヘクタールと書いてあるんですけども、その一方、その上の計画で見ると、明らかに民間の土地であろう住宅事業所の緑地が新しく入れられる部分が、1.5ヘクタールで10年間、15ヘクタールふえるというのは、どうもなんか全体的な私有地が減っている傾向に対して、逆に言うと減っている部分が一番ふえている量で大きな比率を占めているというのは、ちょっと違和感があるなど。それは私の資料の見方が変なのかもしれませんので、その説明をしていただきたいというのが1点あります。

あともう一つ、この次の次のページの9ページ、一人当たりの公園面積の部分で、想定人口が当面の目標ですから10年後だと思うんですけども、31万1,400人という数字が出ているんですけども、この数字の根拠というか、何か一般的な意味で、人口のふえていく根拠みたいなものがあるのであれば、どういう資料に基づいてその数字を出されたのかということをお教えいただきたいと思います。

あと、3つ目が根本的な問題なんですけど、この新宿区の緑地というものの面積というのは、例えば飛び地というのも変ですけども、箱根の保養所みたいなものもあると思うんですけども、ああいいうものを含んだ面積なのか、それともいわゆる地理的な部分で、新宿区という部分の中で限定されている面積なのか、そこをお伺いしたいと思います。

最後に、屋上緑化という部分で、学校の屋上を屋上緑化すると、多分あれは建築面積でいうと、500平米ぐらいあると思うんですけども、かなり効率のよい屋上緑化ができるんじゃないかと思うんですけども、そのあたりが計画として入っているのか。

以上、4点についてお願いします。

熊谷会長 それでは、今、御質問のありました4点について。

事務局 それでは、事務局のほうからちょっと1点目、まず7ページの試算のところですけども、みどりの実態調査を行いまして、私有地のみどりが12年から17年までの5年間で、20.48ヘクタール減っております。ただ、ずっとこれだけ減っているのかというと、その前の5年間では、0.4ヘクタール、減り方はかなり少なかった状況があります。それで、今回、試算では、基本的には今の緑化計画書による増であるとか、今後の開発予定とかの増を純粋に積み上げました。ですので、10年後の試算としましては、ヘクタール的にはこちらの157.32から180.32に増加するというところになります。

それで基本的に今後10年間で先ほど地区計画等の制度も説明したんですけども、ああいいう私有地で有効な施策を実施することによって、10年間で20ヘクタールの減少にとどめることはできないかと考えまして、この表の上の表のマイナス20というのが、この私有地の減少

の見込み分ということで計算させていただいております。

事務局 2番目の人口についてでございます。今、人口31万1,400人という数字の根拠でございますけれども、これにつきましては、お手元に配付してございますでしょうか、この基本構想の資料がございます。こちらの7ページに人口の推移等についてということで、推計をしております。そちらの7ページの2にございますけれども、平成25年ごろまでは人口の増加が続きますよと。その後は、穏やかに減少するというのを推定しております。こちらの8ページに、その推計の予測がございまして、下の表に平成30年、この計画の10年後でございますけれども、こちらのほうに31万1,435人という数字を挙げてございます。今回はこの数字を採用させていただきました。

道とみどりの課長 入れかわり立ちかわりで申しわけございません。飛び地でございますけれども、これらの数字の場合、飛び地の部分、要するに区外の部分については、カウントしてございません。

それで学校の屋上については、私ども今、これまでも学校の緑化というのを積極的に推進している中で、いろいろな学校施設の緑化手法については、学校と協議をさせていただいて、積極的に推進しているところでございます。そういった中で、例えば屋上のビオトープのようなものとか、若干、草を植えるというようなことは推進はしてございますけれども、ただ、学校の建物の構造上の話とか、それぞれの学校で、どういう校舎の使い方をするかというような事情もございます。必ずしも私どもの思いがすべて通るわけではございませんけれども、例えば学校の改修にあわせてそういった屋上の活用もお願いをするとか、それ以外においても、いろいろ学校の中でできる限りのそういった緑化については、常々打ち合わせをさせていただきながら進めているところでございます。

土屋委員 300平米の中に入っていると考えればよろしいですか。

事務局 そうですね。ちょっと控え目な目標ではあるんですけども、この中には含めております。

土屋委員 わかりました。ありがとうございました。

熊谷会長 ほかに何か御質問あるいは御意見ございますか。

小林委員 小林でございます。2点ほどとりあえずお伺いしたいんですが、まず一点目は6ページ、計画の期間と目標とこういうことがあるわけでありましてけれども、この中で、当面の目標は10年間で緑被率を1%、そして21世紀末には25%と、こういうことを言われているわけなんですね。審議会第1回目で検討したことも事実でしょうし、また基本構想等のこの92

ページを見てもそのように載っているんですけども、これは単純に10年間で1%、それから100年ですと10%になってしまうんですけども、そういう計算ではないんですね。

道とみどりの課長 当面の10年の目標で1%ということを挙げてございます。これが仮に達成できたとしても、先に行けば行くほど同じ率のアップをするのは厳しくなるというふうに考えてございます。したがって、当面の10年の1%というのはこれもかなり厳しい数字ではございますけれども、先ほど来、申しました都市計画的な手法を組み合わせるとかして、何とか達成したいと考えています。25%という将来目標については、その後のかなりまた大きな何か手法の転換等々がないと、非常に達成は正直厳しい数字だとは認識してございますが、達成に向けて区としては努力をしていくんだという区の姿勢、それをあらわしたというふうに御理解いただければと思っております。

小林委員 努力目標というそういう理解でよろしいのでしょうか。

道とみどりの課長 努力目標と言ってしまうとなんですけども、それに向けて最善の努力をしたいということでございます。

小林委員 ありがとうございます。

もう一点、教えていただきたいんですが、公園の配置方針についてなんです。私は、こう思うんです。ここの公園の見直しというのは大変必要だし、重要だと思っているわけです。そこで、この17ページを見ていただきますと、アクション7というのがありますね。ここで、新たに公園の確保ということがあるんですけども、私は現有公園、現在活用されている公園についても非常に大事だと思うんです。公園を取得することも重要だけれども、今あるものをいかに有効に活用するかということも、あわせて進めないとおかしい感じがするんです。ですから、入手すると同時に表裏一体であわせて、現在ある公園の整備とか有効活用をしていただきたいというように考えます。お願いします。

道とみどりの課長 公園をふやしていくということとともに、今ある公園の活用ということが重要であるという御指摘、非常にそのとおりだというふうに私ども考えてございます。それで、先ほどちょっと御説明を申し上げましたけれども、今後、みどりの基本計画の重点施策というところで、資料3、資料のちょうど裏面の6番にもございます。既存公園の役割分担とリニューアル、また、先ほどの基本計画の素案の部分でいいますと、25ページのアクション15というあたりにちょうど絡んでくるわけでございますけれども、やはり今ある公園をどのように有効に活用していくかというのは、やはり非常に重要だと考えてございます。特に、これまでは平均的といいますか、どちらかというと同じようなレベルで公園の整備を進めて

きたわけでございますけれども、やはり公園、公園によって、例えばここは樹木を充実させる公園、またあるいは最近お子さんが遊ぶということも少なくなっておりますけれども、場所によってはお子さんや地域の方が遊んだり、何かスポーツをする公園、またあるところでは、例えば犬の散歩に使えるような公園、そういったことで、それぞれの公園、公園でメリハリといたしますか、特色を持った整備をすることで、今ある公園が一層活用できるのではないかというふうに思っております、それに向けての計画づくりに取り組んでいきたいというふうに思っております。

小林委員 ありがとうございます。

熊谷会長 どうぞ、御質問、御意見お願いしたいと思います。

では、まず吉川委員からお願いいたします。

吉川委員 ただいま、みどりのことについて御質問ございましたが、学校の点につきまして、7ページ、8ページに積み上げ試案というのが出ておりますが、現在、学校が在籍しましても、ここ二、三年で小学、中学、高等学校かなり廃校になるところがございます。そういったところの数值はどうなっているのか。これに入っているのか、省いてそれで積み上げなされたのか、それをちょっと知りたいと思います。

以上です。

熊谷会長 課長、お願いいたします。

道とみどりの課長 今、学校については現状の学校数、学校の規模を想定してこれは数字をつくっております。したがって、今委員の御指摘のように、最近、学校の適正配置ということで、統廃合も検討されているわけでございますけれども、その場合はこの学校の部分というのが減ることになりますけれども、跡地の活用にあたって、それについてはまた別途その緑化についても働きかけをしていきたいというふうには思っているところでございます。

熊谷会長 それでは、武山委員、お願いをいたします。

武山委員 商店連合会の武山でございます。アクション9の19ページの中で、屋上緑化の件が出ていますけれども、実は連合会の中の商店会で、屋上に花壇を設けてまちでやるということで進めた経緯がございますけれども、その中で実は屋上のコンクリートが薄くて、実は今、立入禁止にして、今はどうやって土砂を取り除こうかというものをやっているんですけれども、お願いとしていわゆる建物耐震診断のときには補助制が出る同じように、建物緑地をやるときに、いわゆる屋上の診断の費用を助成していただいて、できてもできなくても、やりたいからということの申請の中で補助が出るような仕組みをしていただければあり

がたいなと思っています。

以上です。

熊谷会長 今の点、いかがでしょうか。

道とみどりの課長 屋上緑化、壁面緑化について、私ども20年度から助成制度を立ち上げることをしております。ただ、今、委員御指摘のように、その建物の診断というところまでは、まだ現在及んでございませんので、これについては今後ちょっと研究をさせていただければと思います。

熊谷会長 高橋委員、お願いをいたします。

高橋委員 質問と感想と両方になりますけれども、今の武山委員のは、ぜひそういう調査をするところまでは区のほうでやられたほうがいいのではないかと思います。それから、送っていただいた資料で、私は準備したのでちょっとずれているところがあって、おそくなりましたけれども、6ページの一番下の指標のところ、新宿区全体のみどりや花がそこそこあると回答した人が64%というのは、私にはとても違和感があるんです。その下の63%、32%も、まあ32%はこういうふうに出るかなという気がしますが、質問のあるいは御説明かどこかにあるのかもしれませんが。私が拝読したところで、どこにも調査票そのものがなかったのですが、こんなに高く出るものでしょうか。

それから感想として、昔は神社がいろいろなものを残してくれる拠点だったのが、いまや神社がみどりを破壊すると言っではいけないんでしょうけれども、守ってくれなくなったのかなということで、実はさっきから物が言えなくなっていたんですが、後ののはちょっと感想ですので、6ページのところだけちょっとお願いします。

熊谷会長 いかがでしょうか。今のこの区民意識調査で、おわかりでしょうか。

事務局 今、ちょっと結果を出したんですが、またこれは改めてお配りもいたします。結果についてですけれども、新宿区全体のみどり、花につきましては、「たくさんある」と感じる方が8%です。「そこそこにある」と感じている方が56.1%、それでトータルとして64.1%ということで出させていただいています。

また、お住まいの周辺のみどりや花につきましては、「たくさんある」と感じる方が14.3%、「そこそこにある」と感じる方が48.9%、それでトータルで63.2%、そういった率になっております。

割合としては、「そこそこにある」と感じている方が多いという結果になっております。

生き物でも同じように、「たくさんいる」と感じる方は3.9%、「そこそこにいる」と感

じる方が29%、そういった感じで、ちょっと「そこそこにいる」という方が多いという結果になっております。

熊谷会長 ちょっと「そこそこにいる」というのは、どういう感じなんですか。ちょこっとでもいれば「そこそこにいる」のか、それはちょっとあれですけども、何名ぐらいの回答と
いうか、何人ぐらいの方にあれして。

高橋委員 どの地域で行ったかによって。

事務局 全体では1,140人の方から回答をいただいています、また各地域満遍なくは回答を
いただいているんですが、ちょっとまた結果も改めて皆さんにお配りいたしたいと思います。

熊谷会長 高橋委員、お願いいたします。

高橋委員 一つ、言い残しました。10ページの表というか図は、ちょっとルーペを使っても読
めないんですよ。せっかくこれだけつくり直していただいたものですから、このところはで
きれば横向きか何かにしていただければよかったです。私は眼鏡だけではなくてルー
ペも使いましたが、読めません。惜しいことに。

事務局 すみません。ちょっと図もきれいに書く時間がなくて、手書きで適当に書いたので、
ちょっと全体の傾向がわかるように、小さくして提示させていただきました。こちらの見や
すいものはつくりますので、よろしくお願いいたします。

熊谷会長 よろしいでしょうか。

それでは、渋江委員お願いいたします。

渋江委員 渋江でございます。ことしから参加させていただいているので、ちょっとわからな
い点もあるんですけども、まず3点ございます。

まず1点目が40-2から7までで、地域別に書いてありますけれども、それを特に水系な
んですけれども、水辺に関するところは地域、この7つに分けたのと別に、1枚ぶつ切りに
しても余りよくわからないので、そういったマップがあるといいかと思うんですが、そのよ
うなものがございますでしょうか。

熊谷会長 一点ずつお伺いします。

道とみどりの課長 全体図については、ちょっと緑被の分布ということで、34-2とかに書い
てあるんですけども、これで水系がわかるかという、ちょっとわからないかと思いた
るので、これについては別途、水辺等々がわかるような図面をつけるようにしたいと思
います。

渋江委員 それから資料3にもありましたけれども、何カ所かビオトープという言葉が出てき
ています。10年前と今で、ビオトープの定義とかかわり方というのも変わってきていると

思うんですが、水辺にこだわらないビオトープ、いわゆる地域特性に基づいた生物種のピックアップをしたような保全再生としてのビオトープなのか、それは水辺のビオトープなのか、その辺の定義はどこかに書いてあるんでしょうか。

事務局 ビオトープの定義ということでございます。ビオトープですと一般的にはその生き物の生息できる空間ということで、一般的には理解されているかと思えます。ただ、こうした新宿という都心の中にあるビオトープということで、私どもは平成7年に生物生息環境形成計画というビオトープを推進するための計画をつくりました。その中で、新宿区では、ビオトープのことを区民とともに作る、協働でつくる生き物の生息空間というふうに用語を定めました。そうした中で、区民と一緒に生き物が都心の中で、よく都市という限定された空間の中でございますけれども、その中でも生き物が生息できるような空間をつくっていかうという位置づけにしております。

洪江委員 今、こちらは都内ということもあって、それほど大きな影響はないかもしれませんが、ビオトープという場所が逆に生物多様性保全、生物多様性を喪失させてしまうようなケースもありますので、そういったことにも配慮する上で、ちょっと一言、何がビオトープなのかというのをここに改めて載せたほうがいいのかという気がいたします。

それから最後3点目なんですけれども、6ページから伺っていてちょっと思ったんですが、全体的に数字をアップさせるというか、量にこだわっているのかなという気がするんですけれども、もうちょっと質の部分の理念というのがこのきょう伺った範囲だと見えてこない部分があるので、そういったところをもう少ししっかり書いていけないかなという気がいたします。

熊谷会長 課長、お願いいたします。

道とみどりの課長 量の関係ですと、数値化というのはたやすくいくわけですけれども、質についてはなかなか数値化するというのは難しいのかなと思ってございます。ただ、この中で従来、質を高めるとというのが新宿ならではの特色のあるみどりという言い方をしておりますけれども、これについてももう少し、ちょっと具体的な記述をして、例えばどういうものなのかとか、そういったような例示を含めて、少し記述については工夫をしたいというふうに思います。

洪江委員 せっかく10年という長期プランなので、そういった第1次ステップ、第3次ステップというようなステップを踏んだ長期的なプランで数字には残らないけれども、何かアユなんかはこちらのほうだと拡充ではなく、線が引いてなく、何となく生き物のほうが、みどり、

植物のほうはいろいろ考えているんですけども、みどり以外の生き物ですね。生物のほうがちよっと後退してしまっているような気がいたしますので、そういうふうに見えないような書き方をしていくといいんではないかと思えます。

以上です。

熊谷会長 ありがとうございます。

藤田委員、お願いいたします。

藤田委員 ここで空中緑花都市をつくるという形が載せられておりますけれども、我々は屋上開発研究会というところでやっているんですが、やはりそういった中で一番問題になっているのは、もっと基本的なところで植物にかかわっていく人が少なくなり過ぎてしまっているのではないかと。特にマンション等で、バルコニー、ベランダというところの緑化というのは、非常に少ない。それと、そういったところに対しての講習会とかそういうのもほとんどない。いきなり屋上にいってしまっているというのはありまして、屋上だとかなりレベルが高いとか、いろいろ検討しなくてはならないこともありますので、もっと子どもたちとか、実際生活する人たちに、もうちょっと花とか植物に触れてもらう機会をもうちょっと出していただければなというふうに思います。要望です。

熊谷会長 どうぞ、事務局もしあれば。

事務局 今、藤田委員のほうからそうした御意見がございまして、実はそれにつきましては、私どもも同じことを考えてございました。屋上といいますと共有空間、集合住宅なんかで自治会の決定ですとか、そういったことがございまして、個人ですぐにできる、身近に手軽にできるという要素が非常に少ないということがあります。

一方、ベランダ、バルコニーというのは、身近なところですぐに緑化ができるわけがございますけれども、一方でそういったことに関する講座、今お話のありました講座、あるいは指導、あるいは実際の実例というのが少なく、できない、あるいはやりたくてもやれないという例があるということも認識してございます。今後、区といたしましては、そうしたベランダ、バルコニーの緑化の仕方を、みどりの講座ですとか、あるいは公報等を通じて広めていきたいというふうに考えているところでございます。ぜひ、今後もそうした形で進めていきたいと思っております。

熊谷会長 高橋委員。

高橋委員 今の藤田委員の意見に大賛成なんですけれども、私も実はマンションに住んでおりまして、屋上とベランダで植物を栽培しておりますから、大変苦勞をしているんですが、そ

の苦勞は植物の問題と、住民との問題と両方ございます。それで、やはり区のほうで指導して、私個人の問題ではなくて、一般に子どもさんたちや、それから失礼な言い方かもしれませんが、今まで植物を育てたことのない人たちに対しての適切な指導というのは、非常に少ないんですね。それで、いろいろな機関や個人の方からお話があって、私は楽しみとして参加させていただくんですけれども、そのときのレベルが非常にでこぼこで、かなり苦勞いたします。

それから、営利的にやる人たちというのは、やっぱり非常にうまく、ある時期はやられるんですけれども、むしろそれが逆効果に、長い目で見ると逆効果になるという場合もありますので、その辺のことをどう考えたらいいかなというふうに思っておりましたので、藤田委員のお話があったので、まだあきらめずにやったほうがいいのかなと思います。

それから、空中庭園とか、壁面とかも含めて、前回も申しあげましたし今回も入っておりますけれども、やっぱり16ページの2にありますように、新宿ならではの特色のあるものにもっと絞らないと、校庭をみどりにしよう、屋上をみどりにしようという学校のお話があったり、それ以外のところでも、きょうの議論でもそうですけれども、やっぱり私は新宿ってこんなことをやっているんだ、新宿であんなことやられちゃったとかというぐらいのことを進めていくべきではないかと思うんですね。そうしますと、変な言い方ですけども、マスコミも喜んで取り上げて、それによって動かされる一般の区民の方々というのは非常に多いと思うんですね。よその場合を例にしては申しわけないんですけれども、やはり一回騒がれると、後で断るのに困るぐらいに人々が飢えているというか、要求があるわけですが、それにはやっぱり大新宿でもあんなこともやっているだ、新宿ですごいことをやったなみたいな、あるいは面白いことをやったなということが必要ではないかと思うんですね。これら全くまともな話ではないかもしれませんが、例えばみんなイチョウの街路樹をこう鉛筆方に削っているときに、思い切ってイチョウの葉っぱ型に上を開いた街路樹をつくったらどうかとか、そういうふうな質的な面も、委員会の中でおつくりになるかあれですけども、考えられたらどうかなどは思っております。

熊谷会長 ありがとうございます。貴重な御意見として承っておきたいと思いますので、事務局、よろしく願いいたします。

齊藤委員、お願いします。

齊藤委員 今のベランダとかの件なんですけれども、13ページのアクション3で一番下に古い土等をリサイクル施設の設置運営というのが「C」というふうに難しいとなっているんです

けれども、やっぱり教えるということもあれなんですけれども、買ってきたはいいけれども、翌年とか、そういう土をいじるというか改良していくとかというと、どうしてもベランダだけでとてもできるものではなくて、花もそうですけれども、バックヤードが必要で、バックヤードを集合住宅で持つというのはほとんど不可能だと思うんですね。なので、その辺をやっぱりちょっと公園とか、あとある程度公園をみんなで管理するということを含めたときに、そういうところにそういうスペースがあるとか、その辺をちょっと調整したり、そういう計画とかはあるんでしょうか。

熊谷会長 事務局。

道とみどりの課長 確かに、なかなか自宅で土をいじっていて、土のリサイクルを考えたときに、いろいろな薬剤なんかは売っているんですけれども、攪拌する場所がないとか、私などもやっているときに苦勞をしております。そういう中で、やはりそれほど大きな敷地がとれるかどうかはわからないですけれども、公園などの一角をそういうものに提供するというのも、これまで実は区のほうではなかなかそういうことをやっておりませんでしたけれども、やはり考えていく必要があるというふうには思っておりますので、今後検討させていただきたいと思います。

熊谷会長 いかがでしょうか。

北村委員、お願いいたします。

北村委員 細かいことをお伺いしますが、第1次実行計画の素案、昨年8月に出されたものですけれども、これによりますと、20年度の新宿区の収入が1,180億円という風を書いてありまして、21年度、来年度、その次の年度は、1,276億円というふうに、さらに景気がよくなるというような見方をしておられます。前回、私は申し上げましたが、景気というのはそんなに長続きするものではないということは申し上げましたが、既にアメリカのサブプライム問題から端を発して、世界中がこれから不景気になるんじゃないかとおびえているような状態なんです。新宿区内として21年度のこの収入の見通しについて、変更するような検討が現在なされているのかどうかということが、まず質問の第1。

第2は、この20年度の予算の中で、道とみどりの課の事業費の予算はどのぐらいあるんでしょうか。それを教えていただきたいと思います。以上です。

熊谷会長 課長、お願いをいたします。

道とみどりの課長 まず、21年度の財政状況の見通しなんですけれども、実はついせんだって、予算特別委員会が開かれまして、区の20年度の予算が確定したところでございます。見通し

については、財政当局のほうで今出しております、一定程度のここ数年来、実質単年度収支は黒字が続いているということで、比較的ゆとりがあるというふうには認識してございますけれども、財政当局も今後の見通しについてはかなり先行きは不透明であるという認識はしてございまして、そんなに楽観視した数字ではございません。

この数字自体をすぐに見直すかどうかということですが、まだ20年度が決まったばかりですので、まだ見直ししてございませぬけれども、ある程度の景気の動向によって変動が出て、また対応できるだけの財政力は、一応区では持っているという認識でございまして。これが何年も続くということになると、また見直しということが必要になろうかと思っておりますけれども、この20年、21年度ぐらいは何とかこれに近いものでいけるのではないかなというふうな認識でございまして。

それと、道とみどりの課の予算ということですが、なかなか道とみどりの課、実は道路からみどりから自転車対策から全部ひっくるめたものでございまして、ちょっと今ここで総計はすぐに出ません。ただ緑化推進費という部分で、いわゆるこの緑化推進にかかわる経費については、ちょっと細かい数字ではございませぬけれども、約6,000万円ほどでございまして。ただ、これ以外にも土木課のほうで所管しております公園の維持管理とか、みどりの維持管理等々もございまして、6,000万円だけということではないんですけれども、今は細かいデータがないので、申し訳ありませんがその程度のお答えで御容赦願いたいと思います。

熊谷会長 いかがでしょうか。特に御発言なさっていない委員の方で、何か御発言をしていたらと思っております。

では、副会長ひとつお願いいたします。

奥水副会長 資料3でこの基本計画の改定の際の、重点施策について、引き出してまとめて書いていただいてわかりやすく大変結構だと思いましたが、これについては本編のほうの10ページの2のところに一覧表がありまして、そこで全体の内容が見えるように表になっています。資料3のほうの引き出した部分では、かなり細かい具体的なことまで書き出しているのですが、それはそれでいいと思っておりますが、10-2との間が少し整合がまだちょっととれていないところもありそうなので——この10-2のほうの表の表現ですね。下線を引いてあって、一応合っているんですけども、少し表現がもう少し整合をとったいいなという部分がありましたので、後で検討しておいてください。

そして、かなり具体的に書かれている内容があるんですけども、それは11ページ以降のアクション

ヨンの表の中で、ずっと22までのシートの中で、述べているわけですね。具体的なことに関しては。これは各アクションの一番下のこれからの展開のところ、具体的な取り組みの課題について列挙してあるわけですが、この列挙してある部分の内容についても、この資料3とちょっと整合がとれていないところもあるので、これは具体的に一つ一つは御指摘しませんけれども、もう一度見直していただきたいと思います。

例えばというお話をいたしますと、先ほど来から、屋上緑化の話が御指摘、御意見があったように思いますけれども、例えばこの資料3のほうでは、個人住宅を中心に、設置工事費の一部を助成すると、屋上緑化については。かなり踏み込んだ表現がされていますし、また先ほど御意見で、建物の診断についての経費も少し持つてはどうかというふうな御意見、大変私は大事なことだと思いますし、屋上緑化を推進する上では有効な支援策になるんですね。それから、工事費も単なる材料費といわゆる緑化の施工費だけで積算した資料が、区の資料として以前つくった都市建築物の緑化手法の中に書いてあるんですけども、実は新宿区のように密度の高い市街地では、どうやって荷上げするかという。クレーンが使えるか使えないかとか、そのことが結構費用に大きくかかわってくるので、できれば工事費の中に、荷上げの費用をどうするかということ、ここには書けませんけれども、内部でちょっと検討しておいていただきたいというふうなことを要望として申し上げておきます。

そして、今後は33ページに、地区計画で扱う緑についてこれも拾い出して——言ってみれば重点施策というんでしょうか——として取り組むということで、都市計画的な分野との関係から、みどりをどう充実させていくかということで、特に地区計画を取り出してここで記述しているのは、私は大変いいことだと思っていますし、これからぜひやるべきだと思っているわけですが、ただこれはこの地区計画で行うみどりの保全誘導手法というのは、みどり課だけでできる話ではないですね。都市計画との協力が必要ですし、もっと言えば、都市計画に協議を申し入れて、今やっている計画案については、もっとこういう緑化をしてくださいよというような形で、むしろ積極的に申し込んでいかないと、ただ地区計画でこういう絵ができました、はい結構ですね、ということになりかねない。むしろ、今の案ではみどりが不十分だからもっとこういうふうにしてほしいという積極的に協議する姿勢を出さないと、なかなかこれはうまく動いていかないので、ぜひこの33ページのところに住民の協力ももちろん必要なんですけれども、庁内で積極的に他分野との調整を図りつつ、積極的にこれを推進していくんだという決意表明のようなことを、ここに記述していただければなど、これは要望です。

気がついたところは以上です。

熊谷会長 ありがとうございます。

今、ほとんどの御発言は、御指摘と御要望ですので、十分に承って事務局のほうで再整理をしていただけたらと思います。

ほかにございますでしょうか。小林委員、お願いいたします。

小林委員 小林でございます。公園のサポーターについて教えていただきたいと思います。

送付していただいた資料の25ページにアクション15というのがあります。この中に区民の役割等が書かれているわけでありませけれども、公園サポーターという公園の維持管理に参加をし、活動していただくということがあります。

そこでこのサポーターというのは、いつごろから始まったんでしょうか。また、その資格あるいは登録等が必要か否か、そして、現在、どんな活動をしているか、数はどのくらいあるか。ちょっとわかったら教えていただきたいと思います。

わかるだけでいいです。いつごろから始まったんでしょうか。

熊谷会長 課長、お願いいたします。

道とみどりの課長 たしか、公園のサポーターは平成13年だと思います。当初、道路とか公園の里親という言い方をして制度をスタートしているんですけども、これについては里親という言い方が不適切であるという指摘がございまして、それを受けて道路のサポーター、公園のサポーターというふうにしてございます。

ちょっと具体的に今の公園のサポーターの数、具体的にはちょっと確認してございませけれども、たしか実は先ほどちょっと公園の担当者と話をしていたときに、サポーター登録をされると、保険に区のほうで加入しているんですけども、トータルで今1,000人近くになったというふうな話を聞いてございますので、名簿上の登録をされている方は1,000人近くになっているのかなというところでございます。ただ、それは従来、公園の愛護会というような別制度がありましたのが、サポーターに20年度から統合されるということで——失礼しました。これは19年4月ですから、活動団体は個人等を含めて、総数404でございました。これが先ほど申しました公園の愛護会などの統合によりまして、20年度からちょっと数がふえるということで、1,000名近くなるというふうに聞いてございます。

小林委員 資格は必要なんでしょうか。

道とみどりの課長 サポーターについては、資格は特に何も定めてございませません。要するにできることをできる方にさせていただくというのが、基本的な考え方でございますので、何をし

なければいけないという、そういった制約は特にしてございません。ですから、例えば清掃だけをする場合、あるいは花の草むしりをする場合、もうちょっと広い意味でのいろいろやっていただけの方、いろいろなケースがございますので、必ずしもどれでなければだめだということもございませんし、資格もございません。

小林委員 そうすると、個人と団体がここにあるとすれば、どちらでも区のほうに申し出れば、保険をかけていただけるし、またそういう名簿に載せていただけると、こういう理解をしてよろしいでしょうか。

道とみどりの課長 すみません。ちょっと説明が不足しておりました。スタート段階で、個人、団体、どちらでも構わないということでお受けしていたんですけども、最近、例えば一つの公園で幾つもの団体が重なるというようなことになってきますと、なかなか活動をする上でうまく円滑にいかないというような状況がございます。

今現在、なるべくある団体に新しく入られる方はそちらに加入して、一緒になってやっていただくということをお願いしてございまして、基本的には申し出によって登録を受け付けるわけでございますので、申請によってその登録を受けるという格好になっておりますけれども、今現在、絶対どこに入らなければいけないということではございませんけれども、なるべく既存の団体がある場合は、そちらに入って一緒に活動をしていただけませんかというようなお話はさせていただいているというふうに聞いております。

小林委員 方向はわかりました。何で聞いたかということ、私、年寄りですからかなり時間もあ
るわけです。そういう人たちを集めてこれからいろいろな活動をしようというその今計画を立てて動いているものですから、その中でちょっとこれが気になってお聞きいたしました。
ありがとうございました。

熊谷会長 近藤委員から御意見を伺いたいと思います。

近藤委員 さっきから聞いているんですけども、新宿区のみどりをふやすとか、公園とか、主に質の向上とかに関して思ったんですけども、私も前にモニターをしていたころに、サポーター制度とか、最初は地域のその公園の付近の人がお花を育てまじょうと、ボランティア的に始まったように思うんですね。今、大勢の人になってきたから団体組織でやるのももちろんいいんですけども。

だから何が言いたいかというと、新宿区は結構土地が狭いですよね。限られた土地だから、区民が参加して土に親しんだり、花を育てたりとか、公園を発展させる、育てるのに、区民が参加するというのがすごくいいということなんですよ。

たしか渋谷区、この間ちょっと聞いたんですけれども、土地を貸し出して、そこで花を育てるとか、だから一定の区間、自分の場所みたいなそういう個人的な土地利用ですよ。そういうのより、新宿区みたいに区民が自由に参加できて、個人の花の育て方ではなくて、区民の一人として新宿区全体をきれいな公園にするんだという、そういう発想のもとに区民が参加して、公園づくり、みどりの環境づくり、それを精神的にもみんな一生懸命やれるようになる、質の向上にもつながって、そういうみどりのふやし方、育て方を区民参加でやっていくこと、これを新宿区の个性的みどりの施策の特徴の中心に置ければなと思うんですけど。理想論かもしれませんが。

熊谷会長 ありがとうございます。大変本質的な御指摘と御意見ですので、十分に承りました。よろしいですか。

吉川委員 確かに、そうおっしゃるとおりです。ただ、私の周りには課長さんおっしゃっていたとおり、サポーター制という横文字ではなくて、里親とかそういう名前、それから愛護会という名前でやられておまして、課長さんおっしゃった、最近ですよ。サポーター制。古くから公園に関係している人たちは、里親制とか愛護会とかという名称で親しんでおまして、ただいま御発言ありましたとおり、大変これはいい制度で、高橋委員なんかもおっしゃっていましたが、植木屋なんかの手入れの仕方とか、そういう興味を持っている方が地域の方々がお集まりいただいて、私の知っている例でのサポーター制の方は、もう毎日地域の公園でラジオ体操をやっております。ラジオ体操が6時半からでございますね、あの放送が。6時半のときラジオ体操のクラブの方がその公園にお集まりいただいて、そのサポーター制の方がやはり公園にお集まりいただいて、サポーター制の方は公園を掃除なさる。ラジオ体操の方もラジオ体操が終わると一緒に掃除する。またサポーター制の方も時間があれば一緒にラジオ体操をするということで、非常にうるおいと健康の促進にいい組織に地域で育っているというふうに感じておりますので、つけ足しでございますが、補足させていただきました。

以上です。

熊谷会長 ありがとうございます。

まだまだ御意見、御質問がおありかと思っておりますけれども、きょうは限られておりますので、ぜひきょう御発言の足りない部分、あるいはきょうの資料もう一度見直されて、お気づきの点がありましたら御遠慮なく事務局のほうにお申し出いただきたいと思っております。

大変貴重な御意見をたくさんありがとうございました。前回のこの基本計画では、当時の

社会状況、それから区の財政、さらには区民理解ということで、すべてアイデアボックスに入ってふたをしていて、アイデアが並んでいたわけですけれども、今回は当時から10年たちましたから、かなり積極的に打って出るアクションプランが提案できて、多分、区民の期待される場所も多いかというふうに思います。

それから、21世紀の最後あたりを目指して、考える必要もあるかと思います。多分100年後になりますと、日本の人口は今の半分ぐらい、6,000万人ぐらいになるというような推定もございまして、そういう状況のもとでのどうしたらいいかという、グランドデザインを考えるような時代ですので、今後の10年間といっても、その辺まで見据えた施策の整理をしていただけたらさらに良いかと思います。

先ほど、副会長から御指摘ありましたけれども、アクション22のアクションと、重点施策と、それから最重点施策というそういう言葉もありましたので、それをわかりやすく再整理をしていただくことと、それともう一つ、このアクションの一番最後のこれからの展開というところで、これは重要なものから並べるのか、それともABC順にできるんだということと並べるのか、普通、AがあってBがあってCがあると、こういう順でできるんだというのがわかるんですけれども、この辺のこともちょっとうまく整理をしていただいて、重要なもので並べるんだしたら、AとかBとかCというのは何か後ろのほうにちょこっとつけるとか、その辺がやりやすいものからやっていくのか、それとも大事なものはあくまでも大事なもので重点にするのかというのを示していただけると、大変よりよくなるかなというふうに思います。

いずれにいたしましても、多分最後のほうで近藤委員とか高橋委員がおっしゃいましたけれども、特色ある新宿のみどり政策をぜひつくり上げていただきたいと思います。同じ23区でも、練馬区のあたりですと、いわゆる土地を貸し出して区民の方にどんどん提供できるような土地ありますし、世田谷もそうですが、そういう空間のない新宿区では全く違いますので、やはり新宿ならではの特色あるみどりの施策をぜひ事務局のほうで整理していただければというふうに思います。

それでは、まだ言い足りない部分は、文書なり何なりでお申し出いただくということにさせていただきます。よろしければ次の報告事項に移らせていただきます。

◎報告

熊谷会長 それでは、組織改正について、お願いをいたします。

道とみどりの課長 それでは、区役所の組織改正について御報告させていただきます。

この4月から区の組織が全庁的に変わります。これはこのたび策定した新しい基本構想、総合計画の実現に向けて、組織を強化するということと、より一層効果的、効率的な行政運営を図るということを目的としているものでございますけれども、私どもの環境土木部にきましても、道路とみどりや公園、あるいは交通対策といった事業分野ごとの組織に再編をいたしまして、部の名称もこれまでの環境土木部ではなく、環境清掃部門と土木部門を分離をいたしまして、「みどり土木部」というふうに名称が変更となります。

それで、みどり行政につきましては、新たに「みどり公園課」というセクションをつくりまして、そちらで公園に関する計画、設計、維持管理、それから緑化指導、総合的に行うようにすることで、みどり豊かなまちづくりを推進していきたいというふうに考えているところでございます。

今後、この当審議会につきましても、「みどり公園課」が所管をして実施したいと考えてございますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

御報告は以上でございます。

熊谷会長 ありがとうございます。

ただいまの組織改正について、何か御質問なり御意見ございますでしょうか。

今までよりはみどり行政はやりやすくなったというふうに理解してよろしいですか。それとも総合的にできるということでもよろしいですか。

道とみどりの課長 やりやすくなったといえますか、特にみどり関係に重点的に力を注げると。

一方で、先ほど来、お話をいただきましたけれども、いわゆる都市計画部門とか、そういう庁内の連携というのは当然必要でございますけれども、そういう意味では事業が絞られてきたということで、かなり力を重点的に注げるということで、体制は強化できるのかなというふうに考えているわけでございます。

熊谷会長 いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

◎その他連絡事項

熊谷会長 それは最後に、その他連絡事項に移らせていただきます。

事務局からお願いいたします。

道とみどりの課長 それでは、次回の審議会の開催時期についてでございます。

6月ごろの開催を現在予定してございます。委員の皆様方には改めて御通知を申し上げます。

すので、どうかよろしく願いいたします。

熊谷会長 報告事項は以上でよろしゅうございますか。

◎その他連絡事項

熊谷会長 それでは、平成19年度第3回新宿区みどりの推進審議会を閉会といたします。

本日は長時間ありがとうございました。

午後3時04分閉会